

保健だより

令和元年5月8日（水） 練馬区立石神井南中学校 保健室 NO. 3

連休もあつという間に過ぎてしまいました。家族や友達と出かけたり、学習や部活動に励んだり、家でゆっくり休養したりそれぞれの過ごし方があったと思います。

今月は運動会があり、運動会に向けて本格的に練習が始まります。元気にけがなく練習が出来るよう、睡眠をきちんととり、体調を整えましょう。

5月の健康診断予定

5月9日	木	歯科健診	全学年	8:45~/会議室	歯を磨いてきましょう。
5月10日	金	腎臓検診 (予備日)	1次 未提出者	該当者は各自で 保健室へ提出	登校後、すぐに提出しましょう。
5月11日	土	身体測定	全学年	身長、体重、視力、聴力を測ります。 眼鏡を使用している人は持ってきてください。	
5月20日	月	心臓検診	1年	9:00~/会議室	当日の朝は運動禁止です。体育着 とジャージの上着を持参してく ださい。
		腎臓検診 (2次)	要精検者 1次未提 出者	該当者は各自で 保健室へ提出	登校後、すぐに提出しましょう。

健康診断結果について

健康診断の結果、気になることや病気の疑いがあった場合には、「結果のお知らせ」を配布しています。医療機関を受診された際は、結果を医療機関で記入していただき、学校まで提出をお願いします。学校での健康診断はスクリーニングですので、医療機関での受診の結果が「異常なし」と診断されることもあります。

健康診断が全て終わりましたら、「定期健康診断の記録」を配布しますので、ご家庭でご覧いただき健康状態を確認してください。

災害共済給付金について

災害共済給付金についてお知らせします。4月から災害共済給付事務が変更となりました。今までは学校でのけがにおいて、申請をしていただいた給付金を、手渡しか振込かを選んでいただいていた。4月からは、教材費や給食費等の払込で利用しているゆうちょ口座に振込となります。その際振込手数料が発生しますが、振込手数料は、保護者様負担となります。ご不明点等ありましたら、保健室までご連絡いただけたらと思います。よろしくお願いたします。災害共済給付制度についてのプリントも配布していますので、ご覧ください。

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」について



学校における教育活動中にケガをして医療機関で治療を受けたときは必ず学校に連絡してください。

日本スポーツ振興センターより給付金が支給されます。

日本スポーツ振興センターは、学校管理下で発生した負傷及び疾病に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金）を行うための国の公的共済制度です。

学校管理下とは

- 授業中・休み時間・部活動中など、学校にいる時
- 決められた通学路を通過して登下校する時
- 学校行事で校外学習を行っている時



手続き

申請の手続きは学校で行います。
申請に必要な書類をお渡ししますので、医療機関で記入していただき、学校に提出してください。

給付の方法

手続きの申請をしてから
約3～4ヶ月後の支給となります。

給付の対象

療養に要する費用が5000円以上のもの。
保険証を使って1500円以上かかったものが対象で、
それ未満は対象になりません。（3割負担の場合）

請求の時効

給付金の支払い請求の時効は
2年間です。なるべく早く提出
するようにしてください。

注意

次のような場合には給付されません。

- ・通常の通学路外で事故にあったり、ケガをしたりした場合
- ・下校の指示が出ているのに学校に残り、ケガをした場合

◇ 練馬区「子ども医療証」を使用した場合 ◇

支給される給付金は医療費の場合、総額の4割分（自己負担相当額3割＋雑費1割）となっており、子ども医療証を使用すると自己負担3割の負担がないため、1割分のみ保護者の方に支給します。給付金を区で調整して支給しますので、保護者の方には事前に同意書を提出していただきます。練馬区外にお住まいの方は取り扱いが異なります。